〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　７月　１日　至　令和　８年　６月 30 日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人菅原大通りクリニック

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　岩手県盛岡市大通一丁目３番４号

(3) 設立認可年月日　　平成　２年　９月　10 日

(4) 設立登記年月日　　平成　２年　９月　26 日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人菅原大通りクリニック	0310118104	岩手県盛岡市大通一丁目３番４号	無床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和８年７月 27 日　　令和６年度　決算の承認決定

令和８年８月 29 日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人菅原大通りクリニック
所在地　岩手県盛岡市大通一丁目3番4号

※医療法人整理番号	0	0	4	6	7

財　産　目　録

（令和　8年　6月　30日現在）

1. 資　産　額　64,951 千円
2. 負　債　額　36,119 千円
3. 純　資　産　額　28,832 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		25,095
B 固定資産		38,796
C 繰延資産		1,060
D 資産合計	（A＋B＋C）	64,951
E 負債合計		36,119
F 純資産	（D－E）	28,832

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人菅原大通りクリニック
所在地　岩手県盛岡市大通一丁目3番4号

※医療法人整理番号	0	0	4	6	7

貸　借　対　照　表

（令和　8年　6月　30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	25,095	Ⅰ 流動負債	36,119
Ⅱ 固定資産	38,796	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	34,722	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	0	負債合計	36,119
3 その他の資産	4,074	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科　目	金　額
Ⅲ 繰延資産	1,060	Ⅰ 出資金	10,000
		Ⅱ 積立金	18,832
		（うち代替基金）	0
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	28,832
資産合計	64,951	負債・純資産合計	64,951

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人菅原大通りクリニック
所在地　岩手県盛岡市大通一丁目3番4号

※医療法人整理番号	0	0	4	6	7

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　7月　1日　　至　令和　8年　6月　30日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	50,080
２　事　業　費　用	59,552
本来業務事業損失	9,472
事　業　損　失	9,472
Ⅱ　事業外収益	1,735
Ⅲ　事業外費用	0
経　常　損　失	7,737
Ⅳ　特　別　利　益	565
Ⅴ　特　別　損　失	0
税　引　前　当　期　純　損　失	7,172
法　人　税　等	72
当　期　純　損　失	7,244

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人 菅原大通りクリニック
理 事 長　　菅 原　健　　殿

私（注１）は、医療法人菅原大通りクリニックの令和７会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私~~たち~~は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月２９日

医療法人菅原大通りクリニック

監　事　　菅 原　陸

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。